

令和 7 年度 仕様書

工事名称 川越市みよしの支援センター作業棟その他解体工事

工事場所 川越市宮下町一丁目 1 9 番地 1 3

工事の概要
川越市みよしの支援センター作業棟その他の解体を行うものである。

作業棟	: 鉄骨造	平屋建て	延べ面積	1 2 8 . 9	m ²
車庫	: 鉄骨造	平屋建て	延べ面積	5 8 . 9	m ²
渡り廊下	: 鉄骨造	平屋建て	延べ面積	2 4 . 0	m ²

建築工事 一式

・本工事は、「週休 2 日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

《週休２日制適用工事（現場閉所型）に係る特記仕様書》

本工事は「週休２日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。

本工事は、月単位の週休２日を採用している。週休２日が守れなかった場合は減額変更となります。

実施は、川越市週休２日制適用工事要領（建築工事）（令和６年１１月１日施行）によるものとする。

同要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。

技術管理課ホームページで確認のこと。

川越市総務部技術管理課ホームページ

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011724/1011747.html>

川越市

工事に伴う環境調査等仕様書

本業務においては、以下の環境調査等仕様書のうち「事前調査」に係る内容について適用するものとする。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この仕様書は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日建設事務次官通知）（以下「事務処理要領」という）第2条（事前調査等）第5号建物等の配置及び現況、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査に係る業務（以下「環境調査等」という。）を行う場合の内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 環境調査等の業務の実施上、この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、環境調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「監督員」とは、川越市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第9条に定める者をいう。
- 三 「現場責任者」とは、環境調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者、又はこの環境調査等の業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等、発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有するものと認めた者をいう。
- 四 「権利者」とは、土地又は建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 五 「指示」とは、発注者側の発議により監督員が受注者に対し、監督員の所掌業務に関する方針、基準及び計画等を示して実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 六 「協議」とは、監督員と受注者とが相互の立場で環境調査等の内容又は取り扱い等について合議することをいう。
- 七 「報告」とは、受注者が環境調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督員に報告することをいう。
- 八 「調査」とは、建物等の現状等を把握させるための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。）等）での調査をいう。
- 九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

(基本的処理方針)

第3条 受注者は、環境調査等を実施する場合において、この仕様書等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

(業務従事者の資格)

第4条 受注者は、現場責任者の管理の下に、環境調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。

第2章 環境調査等の実施手続き

(環境調査等の施行の原則)

第5条 受注者は、仕様書等に準拠し、調査区域内の土地等の権利者及び隣接する土地等の権利者等（以下「関係人」という。）並びに関係ある他の官公署と協調を保ち、監督員の指示を受けて正確かつ誠実に環境調査等を行うとともに、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きを迅速に処理しなければならない。
- 二 環境調査等で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容を他に漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- 三 環境調査等が権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者からの要望、陳情等があった場合には、十分その意向を把握したうえで、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(提出書類)

第6条 受注者は、業務従事者名簿等、監督員の指示する書類を、監督員の指定する期日までに提出しなければならない。

2 受注者は、環境調査等が完了したときは、速やかに関係図書を点検整備し、必要な書類を整えて、監督員に提出しなければならない。

(現地踏査)

第7条 受注者は、環境調査等の着手に先立ち調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(監督員の指示等)

第8条 受注者は、環境調査等の実施に先立ち、現場責任者を立ち会わせたうえ監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、環境調査等の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとする。

(協議、報告及び指示)

第9条 受注者は、当該業務において監督員に対して行う協議及び報告は、書面により行うものとする。

第10条 受注者は、環境調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。

2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

第11条 削除

(立ち入り及び立ち会い)

第12条 受注者は、環境調査等のために権利者の占有する土地、建物等に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立ち入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

3 受注者は、環境調査等を行うため建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(身分証明書の携帯)

第13条 受注者は、発注者から交付された身分証明書を環境調査等に従事する者に常時携帯させるものとする。

2 環境調査等に従事する者は、関係人から請求があつたときは、身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、環境調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

第14条 削除

(監督員への進捗状況の報告)

第15条 受注者は、環境調査等の進捗状況について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項の進捗状況の報告に現場責任者を立ち合わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

第16条 受注者は、環境調査等の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果物について監督員が確認を行うときは、現場責任者を立ち合わせるものとする。

(検査)

第17条 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、監督員からの指示に速やかに従うものとする。

第3章 環境調査

第1節 調査

(調査)

第18条 調査は、事務処理要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）と同第4条の損害等が生じた建物等の調査（以下「事後調査」という。）に区分して行うものとする。

(事前調査における一般事項)

第19条 受注者は、事前調査の実施にあたっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。

一 建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係

二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面

この場合の計測の単位は、埼玉県の定める物件調査等仕様書第2編第1章「建物等の数量等の処理」を準用するものとする。

三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所

現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書の交付等の方法により調査を行う。

四 その他調査書の作成に必要な事項

(事前調査における損傷調査)

第 20 条 受注者は、前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

- 一 基 礎
- 二 軸 部
- 三 開口部
- 四 床
- 五 天 井
- 六 内 壁
- 七 外 壁
- 八 屋 根
- 九 水回り
- 十 外 構

2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- 一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
- 二 コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。
- 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
- 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

3 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- 一 原則として、当該建物の工事箇所に最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で 3 箇所程度を計測する。
- 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から 1 メートルの高さの点とする。
- 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から 1 メートル離れた点とする。
- 四 計測の単位は、ミリメートルとする。

4 開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- 一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室から一室につき 1 箇所程度とし、全体で 5 箇所程度を計測する。
- 二 測定箇所は、柱又は窓枠と建付との隙間との最大値の点とする。
- 三 建具の開閉が滑らかに行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
- 四 計測の単位は、ミリメートルとする。

5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- 一 えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。

- 二 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅長さ又は大きさ）を計測する。
 - 三 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
 - 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
- 6 天井に亀裂、縁切れ雨漏等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
- 7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
- 一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度を計測する。
 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。
- 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
- 一 原則として、すべての亀裂の計測をする。
 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
 - 三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨滴等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。
- 9 外壁に亀裂等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
- 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。
 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
- 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。
- 一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
 - 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。
- 11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
- 一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときはすべての損傷を第8項に準じて行う。
 - 二 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。
- 12 外構（テラス、コンクリート三和土、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。
- （写真撮影）

第21条 前条に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の各号により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

- 一 カラーフィルム又はデジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する。
- 二 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。
 - （1）調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名
 - （2）損傷名及び損傷の程度（計測）

(3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

(事後調査における損傷調査)

第 22 条 受注者は、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を前 3 条の定めるところにより調査を行うものとする。

2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、第 19 条事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。

第 2 節 調査書等の作成

(事前調査書等の作成)

第 23 条 受注者は、事前調査を行ったときは、次の各号の事前調査書及び図面を作成するものとする。

- 一 調査区域位置図
- 二 調査区域平面図
- 三 建物等調査一覧表
- 四 建物等調査図等
- 五 損傷調査書
- 六 写真集

(事前調査書及び図面)

第 24 条 受注者は、前条の事前調査書及び図面を次の各号により作成するものとする。

- 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5, 0 0 0 分の 1 又は 1 0, 0 0 0 分の 1 程度とする。
- 二 調査区域平面図は、調査区域内の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
 - (1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
 - (2) 縮尺は、5 0 0 分の 1 又は 1, 0 0 0 分の 1 程度とする。
- 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が 2 棟以上の建物等を所有している場合）の順に建物等の所在及び地番、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。
- 四 建物等調査図（平面図・立面図等）は、第 19 条及び第 20 条の事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。
 - (1) 建物平面図は、縮尺 1 0 0 分の 1 で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。
 - (2) 建物立面図は、縮尺 1 0 0 分の 1 により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
 - (3) その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は 1 0 0 分の 1 又は 1 0 分の 1 程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。

(4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。

五 損傷調査書は、第 19 条及び第 20 条の事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称（室名）、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。

六 写真は、撮影したものをカラーサービス判で焼付し、必要な事項の記載を行ったうえでファイルする。

（事後調査書等の作成）

第 25 条 受注者は、事後調査を行ったときは、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、第 23 条の各号の調査書及び図面を作成するものとする。

（調査業務の完了）

第 26 条 受注者は、調査した結果に基づいて、次の各号に掲げる資料等を綴り込み、成果物として、監督員に提出し、確認を受けるものとする。

一 調査区域位置図

二 調査区域平面図

三 建物等調査一覧表

四 建物等調査図

五 損傷調査書

六 写真集

七 その他必要と認められるもの

2 成果物は、種類別に編集し、表紙に年度、工事名、箇所（地区）名、業務の名称及び受注者名等を記載するとともに目次を付したうえ、容易に取り外すことが可能な方法により編綴するものとする。

この場合において、当該業務の実施に当たり使用した野帳等の原簿を提出するものとする。

1 工事場所：川越市宮下町一丁目13番地13

2 調査概要

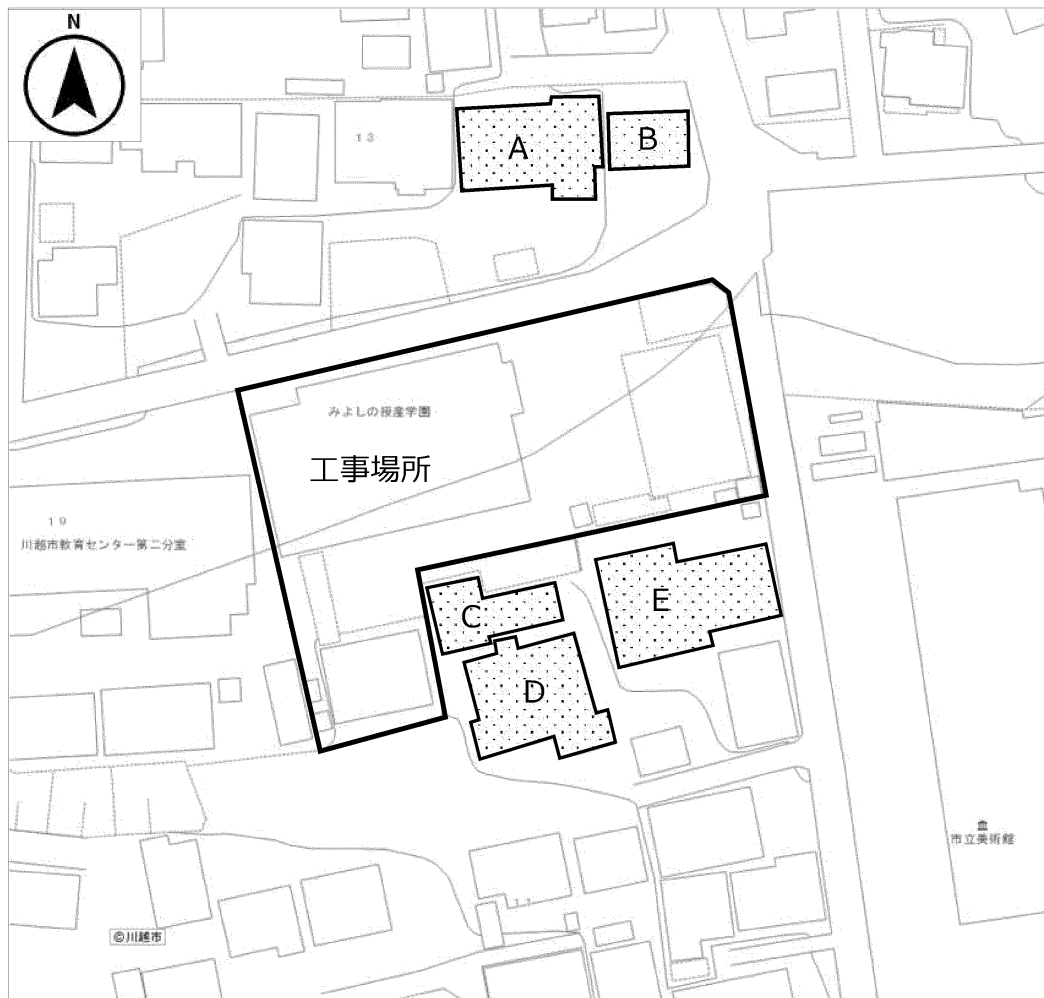
本調査は、『川越市みよしの支援センター作業棟その他解体工事』に伴い、工事場所付近の建物等について事前調査を行うものである。

対象建物：5棟（調査建物一覧による）

3 調査建物

調査建物一覧

家屋記号	調査対象地番	用 途	構 造	階 数	延床面積
A	宮下町一丁目13番8	戸建住宅	木造	2階建て	約 220 m ²
B	宮下町一丁目13番9	戸建住宅	木造	2階建て	約 120 m ²
C	郭町二丁目11番28	戸建住宅	木造	平屋建て	約 90 m ²
D	郭町二丁目11番28	戸建住宅	木造	2階建て	約 260 m ²
E	郭町二丁目11番12	戸建住宅	木造	3階建て	約 320 m ²



4 調査項目

調査項目は、原則として次の項目とする。調査の際には、その損傷の有無に関わらず写真の撮影をすること。また、調査は、「用地事務要領実務便覧 基準要領編 平成 30 年 3 月 埼玉県県土整備部用地課」に沿って実施すること。

- (1) 建物等の全景
- (2) 外壁の亀裂、浮き、はらみ等
- (3) 内壁の亀裂、隙間、浮き、はがれ、漏水跡等
- (4) タイル張り部分の亀裂、破損等
- (5) 内壁と柱、廻縁などとの隙間
- (6) 柱、床などの傾斜
- (7) 建具の建付け状況
- (8) たたき、基礎などの亀裂、破損等
- (9) 建物の沈下、傾倒
- (10) 天井の亀裂、漏水跡等
- (11) 外壁・工作物（塀、門柱、門扉、カーポート等）の沈下、傾斜、損傷
- (12) その他必要なもの

5 調査報告書

調査記録に基づき図表及び写真等の作成、整理を行う。

報告書の大きさは、原則として A 4 版とする。

6 成果物

- | | |
|-------------------------|-----|
| ・ 調査報告書 | 2 部 |
| ・ 調査報告書電子データ（C D - R 等） | 1 枚 |

7 その他

※ 建物等の事前調査については、原則として解体工事着工までに終わらせること。

川越市みよしの支援センター作業棟その他解体工事

特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所

川越市宮下町一丁目19番地13

用途地域：第1種住居地域

2. 敷地面積

2,211.435㎡

3. 工事種目

作業棟・鉄骨造・平屋建て128.9㎡
車庫・鉄骨造・平屋建て58.9㎡
渡り廊下・鉄骨造・平屋建て24.0㎡

合 計

2,11.8㎡

4. 工事範囲

図示

5. 工 期

契約工期 契約締結日から令和8年1月27日まで
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 現場施工に着手するまで
現場代理人の現場への常駐を要しない期間 現場施工に着手するまで
現場施工期間 令和7年9月1日以降（引越し完了後）
ただし、仮設工事等は施設との協議による。

II 解体工事仕様

(1) 質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事特別共通仕様書、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和7年版)」により、これら共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(令和7年版)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)」による。
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(2) 本特記仕様書の表記

1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
○印と※の場合は、○のみを適用する。
3) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目を示す。
4) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目を示す。
5) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目を示す。
6) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目を示す。
7) 注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

10 引き渡しを要するもの

引き渡しを要するもの

名 称

仕 様

備 考

⑪ 近隣に対する周知

・工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明会を開催する。
○工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。

⑫ 施工数量調査

調査範囲及び調査方法 ※図示による()

⑬ 技能士

適用する ()及び作業 ()

⑭ 完成図等

完成図(電子化媒体) ※CD-R又はDVD-R 1部
(埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による)
CADデータの形式 ※SXF(sxf) ・DXF
verについては監督員と協議する。

⑮ 工事書類(写真)電子納品

本工事は、「川越市工事書類(写真)電子納品適用取扱基準」の対象工事である。
実施の可否について、工事着手前に監督員と協議すること。
取扱基準は、川越市総務課技術管理課ホームページで確認すること。

⑯ 施設CADデータの更新

行う

⑰ 環境管理

工事施工にあたっては、契約期間中に以下の業務委託を予定しているため、綿密な協議を実施し、工程に支障なきよう施工すること。

委託 名 称

委託 期 間

川越市みよしの支援センター改築等工事設計業務委託

令和7年 7月～令和8年2月

川越市みよしの支援地質調査業務委託

令和7年10月～令和8年2月

5 監督員事務所等

・設置する ※設置しない(下記設備のみ用いる) <2.3.1>
規模 ・既存建物内の一部を使用 ・構内新設(㎡程度)
備品 ・机 ・椅子 ・書棚 ・黒板 ・時計計 ・電暖計 ・長靴 ・雨合
・保護帽 ・懐中電灯 ・塗落制止用器具 ・軍手 ・衣類ロッカー
・冷暖房機器 ・消火器 ・湯沸器 ・茶器 ・掃除用具 ・電話機
・FAX ・電子メール通信機器 ・スキャナー ・プリンター

⑥ 仮設物

仮設物の位置・仕様・車両の進入方法等、施設内の車両の通行路について、施工前に必ず監督員、施設管理者と協議すること。 <2.3.1>

7 山留めの撤去

山留めの存廃 ・あり(図示) ※なし
鋼矢板等の抜き跡の処理 ※図示 <2.4.3>

⑧ 工事用水

⑨ 工事用電力

⑩ 火元責任者

⑪ 交通誘導員

⑫ 快適トイレ

⑬ その他

3 解体施工

1 浄化槽・排水槽等

汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置
・行う ・行わない <3.2.1>

2 杭の解体

杭の解体方法
・引抜き工法(引抜いた杭の処理 ※現場破砕 ・破砕施設搬入 ・図示)
・破砕工法
杭抜き跡の充填 ・充填材料 ・山砂 ・流動化処理土 ・セメントミルク ・
配合計画 ※監督員との協議による
杭位置の測量
・行う(測量する杭 ・全て ・図示 ・監督員との協議による)
※行わない <3.9.2>

③ 屋外設備等

電柱の撤去 ・行う(※図示 ・) ○行わない
外灯の撤去 ○行う(※図示 ・) ・行わない
フェンス等工作物の撤去 ○行う(※図示 ・) ・行わない <3.10.1>

④ 樹木等

⑤ 地下埋設物・埋設設備

※図示
埋設物の位置
※埋設物(給水、排水、ガス等)については、監督員の指示による。
※フラグ止等の措置をする ・全て撤去する
※官公庁への申請手続は本工事の範囲とする。 <3.11.1>

⑥ 設備機器等

解体事前処理(油類タンク)
・機械設備図によること。
・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。
・必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないよう注意する。
・燃焼器、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 <3.12.1>

解体事前処理(冷媒)
・冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。
図 面 番 号 記 号
・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。
図 面 番 号 記 号
解体後の理戻し及び盛土
○行う
盛土高さ ○現状GL(段差解消程度) ・図示
理戻し及び盛土の材料 ・山砂の類 ○環境の建設発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 ・客土
理戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。
※物置○解体箇所については、理戻しの後、アスファルト舗装(A-5-10 再生密粒 再生クラッシュラン) <3.13.1>

⑦ 解体後の整地

解体後の理戻し及び盛土
○行う
盛土高さ ○現状GL(段差解消程度) ・図示
理戻し及び盛土の材料 ・山砂の類 ○環境の建設発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 ・客土
理戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。
※物置○解体箇所については、理戻しの後、アスファルト舗装(A-5-10 再生密粒 再生クラッシュラン) <2.2.9.2>

8 解体後の柵の設置

・する(解体後、監督員の指示に従い、敷地内に入れないよう柵、立入禁止の表示板等を設置する。)

⑨ 解体工事全般

○工事の施工にあたり、騒音・振動については万全の対策を講じること。
○コンクリートガラ運搬については、現地破砕を抑制し、なるべく大割りにて運搬し処理施設にて受入れる廃棄業規程に即し破砕等を行うこと。
建設発生土について
・他現場へ搬出
・他現場へ搬出し、埋戻し
・他現場搬出適切な処理(搬出場所：)
○既存建築物の解体に際しては、文化財保護課職員との立会いを要するため、日程調整をを念に入行すること。 <1.1.13>

4 建設廃棄物の処理

①一般事項

※受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用[促進]計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。
また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用[促進]実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。
(a) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)
(1) 500m3以上の土砂を搬入する工事
(2) 500 t以上の砕石を搬入する工事
(3) 200 t以上の加圧アスファルト混合物を搬入する工事
(4) 最終工事請負金額が100万円以上の工事
(計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事)
(b) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)
(1) 500m3以上の建設発生土を搬出する工事
(2) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t以上搬出する工事
(3) 最終工事請負金額が100万円以上の工事
(計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事)

2 再資源化等(再資源化及び削減)

④.4.1

建設廃棄物の種類

備考

・コンクリート
・コンクリート及び鉄から成る建設資材
・木材
・アスファルトコンクリート
・金属類
・建設泥土
・小型二次電池
・蛍光灯及びHIDランプ
・携帯電話・充電器及びケーブル
・ガラス
・木材(細部)

中間処理施設又は再資源化施設の別
・監督員と協議

3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物

④.4.1

廃棄物の種類

数 量

備 考

4 産業廃棄物広域認定制度の活用

④.4.2

廃棄物の種類

備 考

5 最終処分

④.4.3

廃棄物の種類

備 考

⑥ 処理に注意を要する建設廃棄物

④.4.5

廃棄物の種類

備 考

⑦ 舗装版切断時に発生する濁水の処理

(濁水の処理)
中間処理施設を選定する場合には事前に監督員の承諾を得るものとする。
種類 汚泥
(共通事項)
1 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。))により管理するものとする。
(その他)
受注者は、バキューム式以外の工法(舗装版切断時に濁水を生じない等)を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。

5 ①施工調査

⑤.1.2

※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。
(1)特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
(2)特別管理産業廃棄物に由来し、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。
(3)調査結果は調査にとりまとめ、監督員に提出する。

2 分析調査

⑤.1.2

分析調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類

採取する部位・箇所数

備 考

・PCB含有シーリング
分析調査(第一次判定) 部 位 ・図示
箇所 箇所
・PCB含有シーリング
分析調査(第二次判定) 部 位 ・図示
箇所 箇所
・ 部 位 ・図示
箇所数 箇所

・PCB含有シーリング分析調査
・監督員と協議

・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査

・総純油のPCB含有量の分析調査
「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年7月3日厚生省告示第192号)」又は「総純油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(環境省)」により行う。

・ダイオキシン類のサンプリング調査
「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱(平成13年4月25日付発第401号)」により行う。

memo

・図面上の縮尺は、発注図の大きさを日本産業規格A2版とした縮尺とする。

川越市建設部建築住宅課

川越市みよしの支援センター作業棟その他解体工事

図面名称

特記仕様書(解体その1)

縮尺

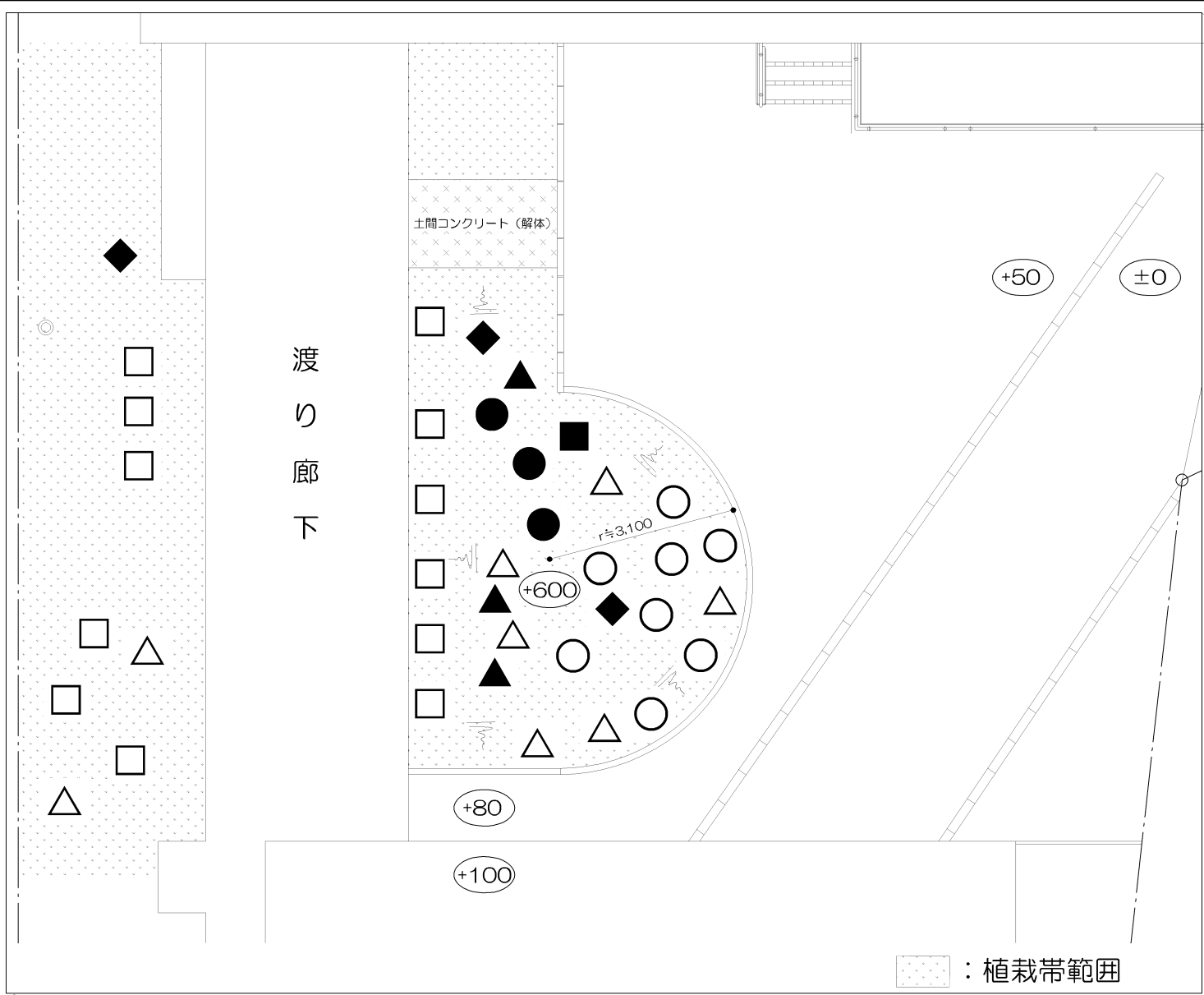
日付

R7.6

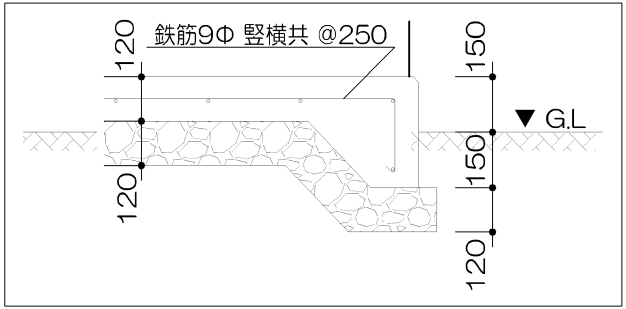
図面番号

01

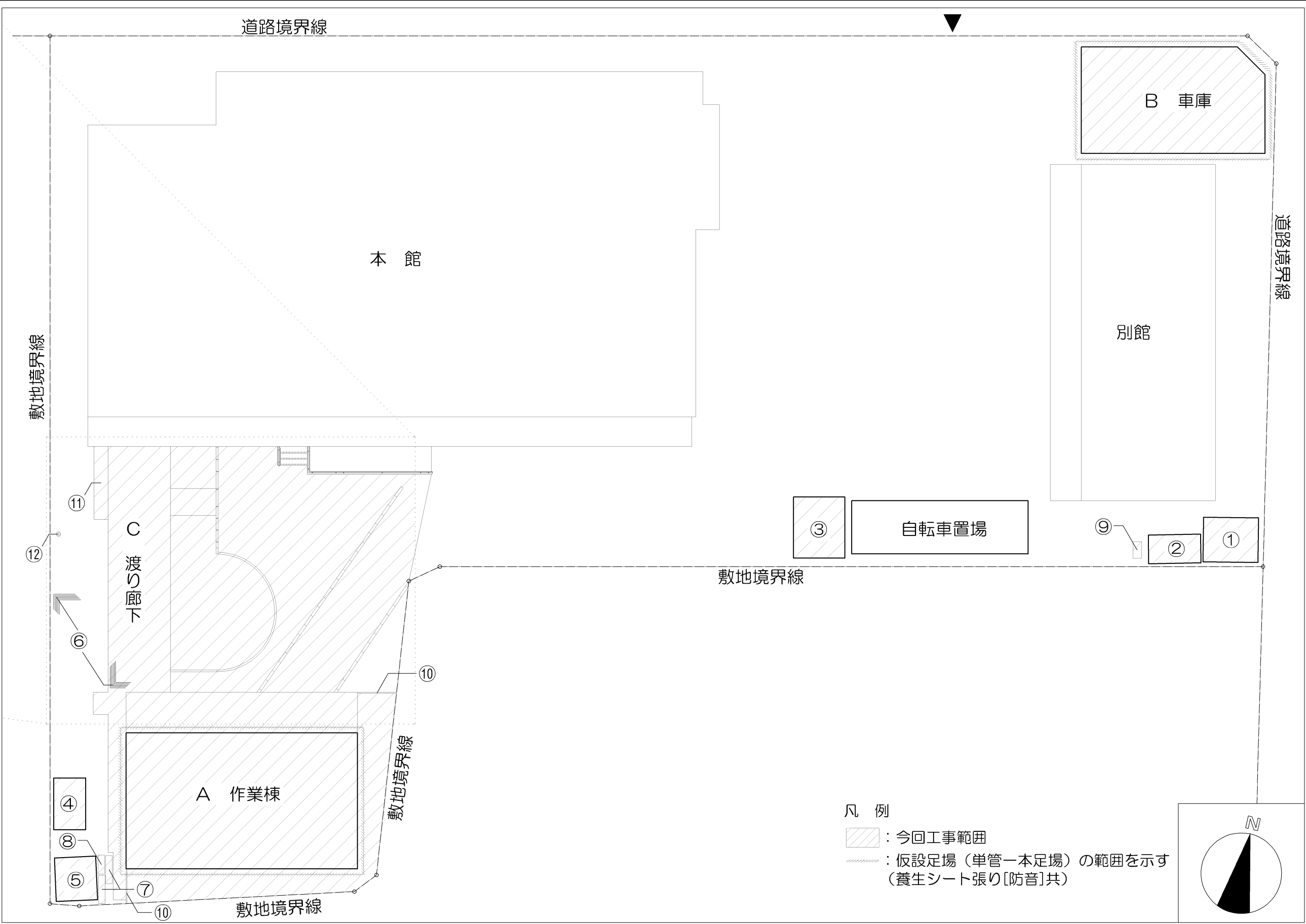
3 特別管理産業廃棄物の処理	特別管理産業廃棄物の種類	備 考	5.4.1
	・廃石綿等 ・PCBを含む機器類 ・PCB含有シーリング材 ・廃油 ・廃酸/廃アルカリ ・ダイオキシン類		
	処理施設	・監督員と協議	
	4 PCBを含む機器類	引渡しを要する機器類	5.4.1
	5 PCB含有シーリング材	除去処理工事 除去範囲 ※図示 撤去方法 ・「標準施工要領書（日本シーリング工事業協会組合連合会/日本シーリング材工業会）」による。	5.4.1
6 ダイオキシン類	廃棄物の焼却施設の解体 解体方法 処分方法	5.4.1	
6 石綿含有建材の事前調査	石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。 調査範囲（※撤去範囲全て・図示） 貸与資料（○既存設計図書、石綿含有調査報告書）	1.4.1	
	2 石綿含有分析調査	分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソファイト、トシモライト 分析方法 材 料 名 定性分析方法 JIS A 1481-1 JIS A 1481-2 JIS A 1481-3 JIS A 1481-4 ・アーク炉法（湿法） ※ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ ※ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ ※ 箇所 ・ 箇所 サンプル数 1箇所あたり3サンプル 吹付け及び保温材等は ※ 1.0cm53 /箇所 ・ /箇所 とする。 成形板は ※ 1.0cm52 /箇所 ・ /箇所 とする。 採取箇所 ・ 図示 分析結果については監督員に提出すること。	1.4.1
3 石綿粉じん濃度測定	測定時期、場所及び測定点 通 用 測定 名称 測定1 測定2 測定3 測定4 測定5 測定6 測定7 測定8 測定9 測定10 測定4.5 ※1.7の約1/2、粉じん相対湿度計（デジタリ計）、繊維状粒子自動計測器（7.7の約1/2）等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定 ・JIS K 3850-1に基づいた測定 測定4.5 測定 測定 試料の吸引量（L） ※5 ※10 ※10 試料の吸引時間（min） ※30 ※120 ※240	6.1.3	
4 石綿含有吹付け材の除去（レベル1）	除去対象範囲 ・図示 除去の方法 ※9.1.3による 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 ※密封処理 ※湿潤化 ・セメント固化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）	6.3.1～3	
5 石綿含有保温材等の除去（レベル2）	除去の方法 ※9.1.4/2～5による（原形のまま、手ばらしが可能な場合） 除去対象範囲 ・図示 ・9.1.3による（損傷、劣化等で石綿粉塵を発生するおそれがある場合） 除去対象範囲 ・図示 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 ※密封処理 ※湿潤化 ・セメント固化 除去した石綿含有保温材の処分 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）	6.4.1～3	
6 石綿含有成形板等の除去（レベル3）	除去対象範囲 ・図示 ○車庫 外壁：浅野アモバル・リシン吹付 ○車庫 軒天：フレキシブルボード・リシン吹付 ○作業棟 内壁：フレキシブルボードV.P ○作業棟 外壁：フレキシブルボード・リシン吹付 除去した石綿含有成形板の処分 ・石綿含有せっこうボード ※埋立処分（管理型最終処分場） ○石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ○埋立処分（安定型最終処分場） ・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）	6.5.1～3	
7 石綿含有建築用仕上建材等の除去（レベル3）	除去対象範囲 ・図示 ○車庫 外壁：浅野アモバル・リシン吹付 ○車庫 軒天：フレキシブルボード・リシン吹付 ○作業棟 内壁：フレキシブルボードV.P ○作業棟 外壁：フレキシブルボード・リシン吹付 除去した石綿含有建築用仕上建材等の飛散防止 ※密封処理 ※湿潤化 ・セメント固化 除去した石綿含有建築用仕上建材等の処分 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）	6.5.1～3	
8 リラクティブセラミックファイバーの処理	除去処理対象物 除去対象範囲 ・図示 処分方法 ・埋立処分（安定型最終処分場） ・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）	7.1.3	
	9 その他	・遮断説明及び諸官庁への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議すること。 ※アスベスト含有扱いの建材は、下記行政指導マニュアル等に依り適切に撤去処分すること。 ・環境省：建築物等の解体等に係る石綿はく露防止及び石綿飛散防止防止対策徹底マニュアル（令和3年3月） ・埼玉県環境部大気環境課：石綿飛散防止対策マニュアル	7.3.1
7 特殊な建設副産物の処理	1 施工調査	分析調査を行う特殊な建設副産物の種類 採取する部位・箇所数 備 考 部位 ・図示 箇所 ・図示 箇所数 部位 ・図示 箇所 ・図示 箇所数 回収又は処分 回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類 備 考 ・フロン（冷媒） ・建材用断熱材フロン ・ハロン ・イオン化式感知器 ・六価六価（SF6）ガス ・P.F.O.S.（フッ素化（フッ素）） ・特定化学物質 ・その他の特殊な建設副産物（） 回収又は処分 ・機械設備図による	7.1.3
	2 回収及び処分	回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類 備 考 ・フロン（冷媒） ・建材用断熱材フロン ・ハロン ・イオン化式感知器 ・六価六価（SF6）ガス ・P.F.O.S.（フッ素化（フッ素）） ・特定化学物質 ・その他の特殊な建設副産物（） 回収又は処分 ・機械設備図による	7.3.1
8 周辺建築物等調査（別添「工事に伴う環境調査等仕様書」参照）	1 周辺建築物等調査（地盤変動影響調査（特定要領による））	（調査） 第1条 建築物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。 第2条 事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建築物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会いのうえ行い、地盤変動影響調査等仕様書で定める様式に署名・押印を求めるものとする。 第3条 本調査は、情報通信技術その他の先端技術を活用して行うことができるものとする。 （事前調査における一般的事項） 第4条 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物等の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。 一 建築物の敷地ごとに建築物（工作物）については主たるものの敷地内の位置関係 二 建築物等と近接する建築物の平面及び立面 三 建築物等の所在及び地盤並びに建築年月日並びに所有者の氏名及び住所 四 その他第6条の調査書及び図面を作成に必要な事項 第5条 前項第三号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書等を請求する等の方法により調査を行うものとする。 （事後調査における一般的事項） 第6条 前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建築物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。 一 基礎 二 柱 三 梁 四 開口部 五 天井 六 内壁 七 外壁 八 屋根 九 水回り 十 外構	8.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	8.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別添、「工事に伴う環境調査等仕様書」によるものとする。	9.1.1
	4 個人情報の保護	この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	9.1.1
9 その他	1 解体工事全般	○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型リッパを使用する場合は、必要な地耐力を確保するよう必要な養生を行うこと ○工事中に破壊した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること	9.1.1
	2 調査対象範囲	対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ） ○ 調査建築物案内図 ※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	9.1.1
3 調査概要	調査概要	別	



植栽帯配置図 1/100

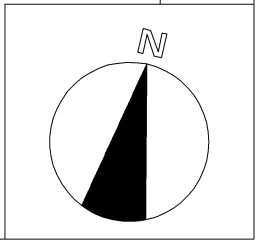


物置⑤基礎詳細図 1/20



配置図 1/200

- 凡 例
- 今回工事範囲
 - 仮設足場（単管一本足場）の範囲を示す（養生シート張り[防音]共）



解体リスト

凡例	解体建築物	構 造・規 模	延べ面積	高 さ	備 考
A	作業棟	鉄骨造・平屋建て	128.9㎡	3.6 m	土間、RC基礎共。
B	車庫	鉄骨造・平屋建て	58.9㎡	4.2 m	土間、RC基礎共。
C	渡り廊下	鉄骨造・平屋建て	24.0㎡	3.2 m	土間、RC基礎共。

植栽移植リスト

凡例	樹 種	規 格	本数	備 考
○	中低木	樹高：50cm未満	8	根巻き有り
△	中低木	樹高：50～100cm未満	8	根巻き有り
□	中低木	樹高：100～200cm未満	12	根巻き有り
●	高木	幹周：15cm未満	3	根巻き有り
▲	高木	幹周：15～25cm未満	3	根巻き有り。3本のうち1本は、「緑の募金」にて植樹されたため、掘取り及び植付けの際は慎重に取扱うこと。（樹種：ハナミズキ 二脚鳥居共）
■	高木	幹周：25～40cm未満	1	根巻き有り
◆	高木	幹周：40～60cm未満	3	根巻き有り

※ 移植先は、車庫を解体した後の更地を想定。

撤去リスト

凡例	撤去物	仕 様 ・ 規 格	備 考
①	物置	アルミ製・W=2,900mm, D=1,900mm, H=2,000mm	RC基礎（3,100*2,100*H100）共。
②	物置	アルミ製・W=3,050mm, D=1,400mm, H=2,050mm	RC基礎は、既存構造物とカッター等で切り離し、撤去のこと。
③	物置	アルミ製・W=3,050mm, D=2,650mm, H=2,050mm	CB基礎（400*200*H100*8か所）共。
④	物置	アルミ製・W=2,900mm, D=1,450mm, H=2,400mm	CB基礎（200*200*H100*11か所）共。
⑤	物置	アルミ製・W=2,500mm, D=1,900mm, H=2,050mm	RC基礎（2,700*2,100）共。（別途、詳細図参照）
⑥	かご台車	鉄製・(W=1,150mm, D=800mm, H=1,700mm) × 10台	キャスター付き（1台につき4か所）
⑦	ロッカー	スチール製・(W=1,500mm, D=350mm, H=900mm) × 2個	—
⑧	ロッカー	スチール製・W=1,000mm, D=350mm, H=900mm	—
⑨	ロッカー	スチール製・W=900mm, D=450mm, H=1,800mm	—
⑩	ネットフィ	合成樹脂被覆鉄線・(W=2,000mm, H=1,300mm) × 2か所	CB基礎（200*200*H500*4か所）、出入口（H=1,200, W=1,000）* 1 か所共。
⑪	流し台	人研ぎ仕上げ・W=3,750mm, H=1,250mm, D=700mm	水栓：6か所共
⑫	ボールライト	ボール：H≒5,000mm、ボールヘッド：H≒780mm, 600φ 安定器：電源電圧100V、水銀灯：200W、自動点滅器：100V3A用	RC基礎共。（基礎詳細：【昭和51年度 外構その他工事【電気設備図】】参照）
※ 照明器具撤去の際には、安定器のメーカー名、型番及び製造年などを報告し、PCB含有の場合は、監督員に報告すること。			

memo ・図面上の縮尺は、発注図の大きさを日本産業規格A2版とした縮尺とする。	川 越 市 建 設 部 建 築 住 宅 課	工事名称 川越市みよしの支援センター作業棟その他解体工事	図面名称 配置図、各種リスト、詳細図		
			縮尺 1/20、1/100 1/200	日付 R7. 6	図面番号 03